



JAバンク東京信連 ディスクロージャー誌

TOKYO SHINREN REPORT 2025



目 次

● ごあいさつ	1
● J Aバンク東京信連の概要	2
● 経営方針、経営環境と業績	3
● 業務の適正を確保するための体制	5
● リスク管理	8
● コンプライアンス（法令等遵守）	10
● 金融A D R制度への対応	14
● 金融商品の勧誘方針、 お客さま本位の業務運営に関する取組方針	15
● 貸出についての考え方、社会的責任と地域貢献活動	16
● J Aバンクシステム	19
● トピックス	21
● グラフで見る業績の推移	23
<資料編 1>	
・ 組織	27
・ 事業のご案内	29
・ 主な取扱商品・サービス	30
・ 主な手数料	34
・ 当会のあゆみ	36
<資料編 2>	
[単体情報]	
・ 貸借対照表	39
・ 損益計算書	40
・ 注記表	41
・ 剰余金処分計算書	58
・ 貯金	59
・ 貸出金	60
・ 受託業務・為替業務	63
・ 債務保証、有価証券	64
・ 有価証券の時価情報等	65
・ デリバティブ取引等の状況	67
・ 経営諸指標	68
・ 自己資本の充実の状況（単体）	72
[連結情報]	
・ グループの概況	94
・ 連結貸借対照表	95
・ 連結損益計算書	96
・ 連結キャッシュ・フロー計算書	97
・ 連結注記表	98
・ 連結剰余金計算書、連結事業年度の農協法に基づく開示債権の 状況、事業の種類別情報	115
・ 自己資本の充実の状況（連結）	116
役員等の報酬体系にかかる開示	137
財務諸表の適正性等にかかる確認、会計監査人の監査	138
<参考資料>	
・ 東京都J Aの業績の推移	141
・ J A東京グループエリアマップ	142

ごあいさつ



経営管理委員会会長

野 崎 啓 太 郎



代表理事理事長

田 代 栄 一

平素より、私ども東京都信用農業協同組合連合会（愛称／J Aバンク東京信連）をお引立ていただき、誠にありがとうございます。

当会は、昭和23年設立以来、地域の農協（J A）の皆さまとともに金融を通じて業務をいたしております。

さて、管内の農業を取り巻く情勢は、農業者の高齢化などによる担い手不足や相続に伴う農地の減少など依然として厳しい状況が続く一方で、「都市農業振興基本法」の制定にはじまり、「特定生産緑地制度」や「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が制定されるなど、都市農業を安定的に継続できる環境が整備されつつあります。このようななか、J A東京グループでは、J Aと東京農業の存続のための施策を展開し、引き続き自己改革に取り組んでおります。

金融情勢は、日銀が令和6年7月に短期金利の誘導目標を0.25%、令和7年1月には0.50%程度に引き上げたことで、国内金利は上昇傾向となり、今後も引き続き賃金上昇を伴った物価上昇を背景に段階的な政策金利の引き上げが見込まれます。

このような情勢を踏まえ、当会では、令和4年度～令和6年度中期経営計画の最終年度として、3つの経営目標「会員J Aが地域金融機関として存在価値を確立するため、経営基盤強化に資する機能提供を行う」「会員J Aの経営健全性維持に資する安定的な収益還元を努める」「金融経済環境に則した、内部管理態勢の強化および健全性を維持し、盤石な組織を構築する」を将来にわたって達成すべく、J Aと一丸となり事業活動に取り組んでまいりました。

このディスクロージャー誌は、このようなJ Aバンク東京信連の現況について最近の業績や現在の状況について取りまとめ、皆さまにご理解いただけるよう作成いたしました。

今後とも当会は、農業はもとより地域社会発展のため、金融機能サービスの充実に、役職員一同更なる努力を重ねてまいりますので、なお一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

JAバンク東京信連の概要

●JAバンク東京信連プロフィール（令和7年3月31日現在）

名 称（愛 称）	東京都信用農業協同組合連合会（JAバンク東京信連）
設 立	昭和23年（1948年）8月
本 店 所 在 地	東京都立川市柴崎町3-5-25
出 資 金	1,356億円
総 資 産	2兆7,843億円
貯 金 等	2兆5,633億円
貸 出 金	3,113億円
自 己 資 本 比 率	17.52%
経 営 管 理 委 員	10名
理 事	5名
監 事	4名
職 員 数	139名



●発行体格付

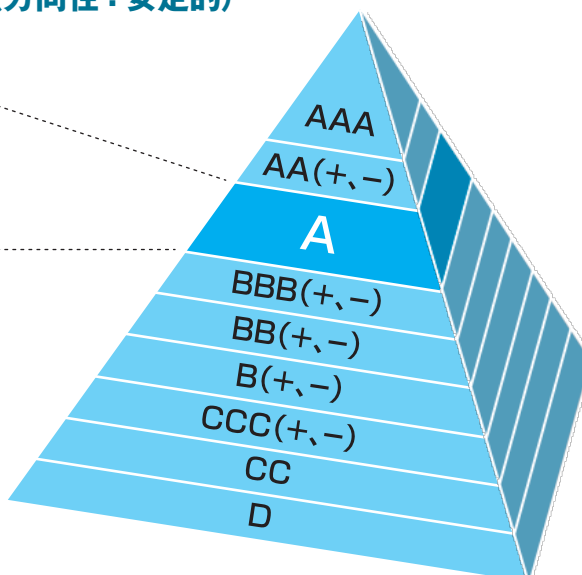
当会は、組合員及び地域の皆様へのより透明性の高い情報開示の一環として格付機関である株式会社格付投資情報センター（R&I）から発行体格付けとして「A（シングルA）」を平成29年度に取得し、現在もその格付けを維持しています。また、中期的な格付の見通しである方向性についても「安定的」との評価を得ています。

今後も、取得した格付の維持・向上を経営上の目標の一つに据え、適正な内部統制を実施することで、当会の持続可能性を高め、安定的で健全な経営を継続するよう、役職員一丸となって努力してまいります。

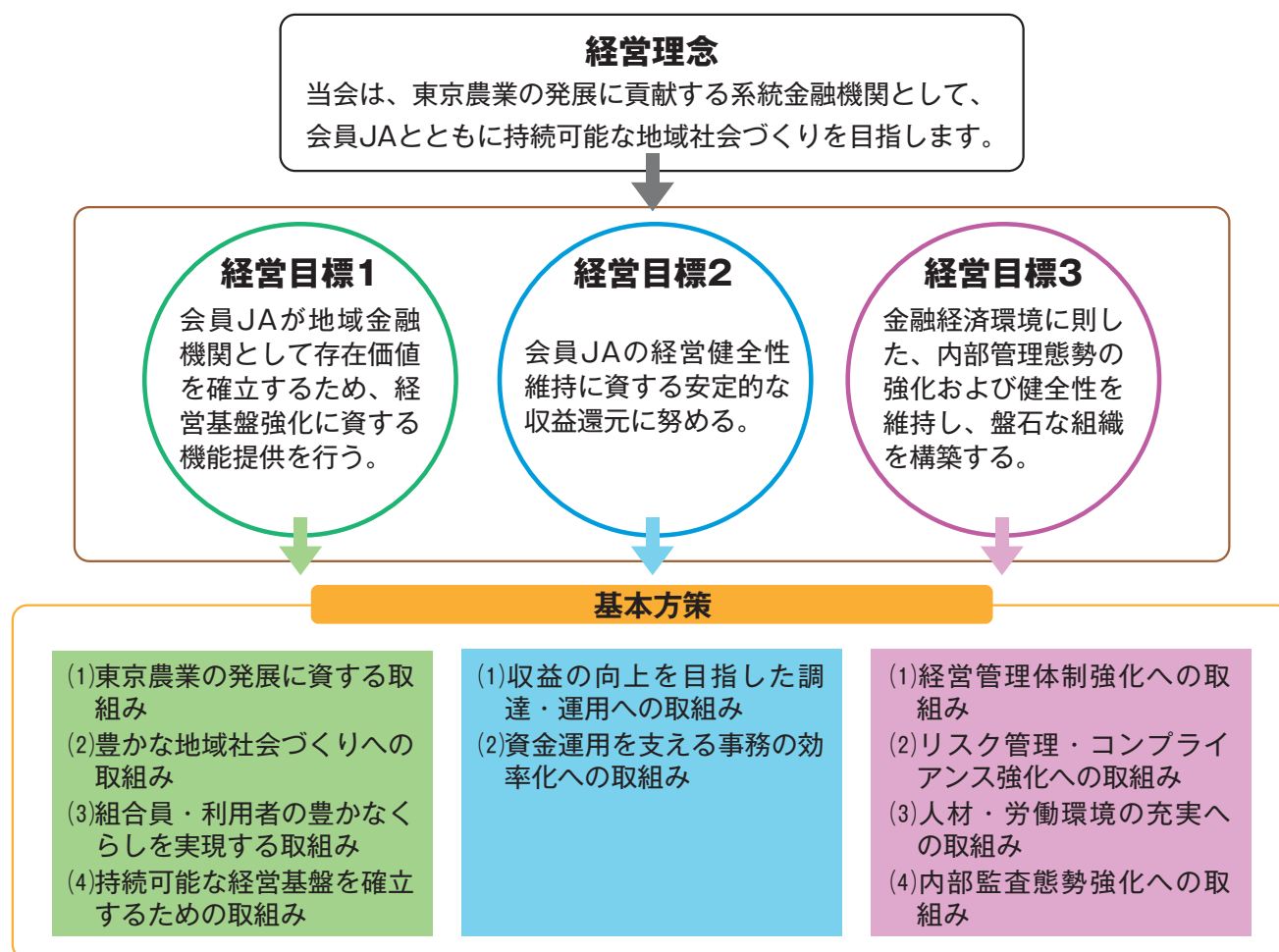
—発行体格付『A』（方向性：安定的）—

A+
A 当会の格付
A-

発行体格付とは、企業の総合的な信用力について、第三者である格付機関が客観的な立場から評価を行い、その結果を符号で表したものです。「A（シングルA）」とは、「信用力は高く、部分的に優れた要素がある。」とされています。



経営方針



経営環境と業績

● 経営環境

令和6年度の世界経済は、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵攻に端を発した物価高騰が落ち着きつつあることや貿易の持ち直しを背景に緩やかな成長を続けてきました。しかしながら、中東情勢の紛争の長期化に加え、米国のトランプ政権による輸入品に対する関税の引き上げ実施により、足元では不確実性が高まっています。

国内経済は、令和6年の春季労使交渉における大幅な賃上げの実現により、個人消費が改善したことで緩やかな成長を遂げました。物価面では、輸入原材料コストに起因する物価上昇圧力が徐々に減衰した一方、賃金上昇がサービス価格に反映されたことで上昇しました。金利面では、日銀が令和6年7月に短期金利の誘導目標を0.25%、令和7年1月には0.50%程度に引き上げたことで、国内金利は上昇傾向となりました。

● 業 績

令和6年度の東京都JA貯金は、段階的な政策金利の引き上げによる金融機関同士の預貯金獲得競争の激化等により、前年度末比で633億円の減少となりました。JA貸出金は、住宅ローン推進を中心とした貸出強化への取組み等を行った結果、前年度末比で237億円の増加となりました。

当会の貯金は、大口資金の流出やJAの自主運用強化への取組み等によるJAからの預け金の減少により、前年度末比で1,623億円減少の2兆5,633億円となりました。貸出金は、既存相対取引先の積み増しやシンジケートローン、債権流動化案件のほか、ESG融資案件や食農関連企業への融資にも取り組んだ結果、前年度末比で45億円増加の3,113億円となりました。余裕金運用については、有価証券において、安定的な収益構造を確立すべく、国内金利の上昇局面において債券を中心に一部資産の入替えを実施したものの、将来的に更なる金利上昇を見込むことや流動性資金確保の観点から新規投資を抑制した結果、前年度末比で948億円減少の7,311億円となりました。

また、今年度決算については、国際分散投資によるリスクコントロールを念頭に置きつつ、有価証券運用においてアセットロケーションを考慮した外貨建て資産から国内資産への入替えやファンド等の取組みを強化した結果、経常利益は49億円、当期剰余金は42億円となりました。

業務の適正を確保するための体制

● 内部統制基本方針

当会は、農林水産業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、適切な内部統制システムを構築することが経営の最重要課題であると認識し、企業倫理及び法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための基本方針を以下のとおり定め、更なる業務の健全性・適切性の向上に努めております。

(令和7年7月1日現在)

内部統制基本方針

1. 法令遵守態勢

役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための統制として、次の事項に取り組む。

- (1) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、倫理憲章、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
- (2) 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、重要事項の決定にあたっては、当該事項の主管部署において事前に確認を行う。
- (3) コンプライアンスに関して、職員がリスク統括部、総務部、外部の法律事務所および常任監事に相談・情報提供できる内部通報制度を設置する。
- (4) コンプライアンス・プログラムを年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
- (5) マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策について、「マネー・ロンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、適切な業務運営を行う。
- (6) 財務報告にかかる規定等を定め、財務報告の信頼性・適正性を確保するための態勢を整備する。
- (7) お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を制定するとともに、役職員へ研修等を通じて、お客さま本位の金融サービスを提供する態勢を整備する。

2. 理事の職務の執行にかかる情報管理態勢

理事の職務の執行にかかる情報を適切に保存・管理するための統制として、次の事項に取り組む。

- (1) 理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
- (2) サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。
- (3) 各業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。

3. リスク管理態勢

損失の危機の管理に関する規程等の態勢を確保するための統制として、次の事項に取り組む。

- (1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するため、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスクマネジメント基本方針を制定する。
- (2) 管理すべきリスクを信用リスク、市場リスク、流動性リスクとオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理する。
- (3) 前記(2)の管理を適切に実施するため、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割・責任を明確にして実施体制を整備する。
- (4) 種々のリスクについて、リスク量を計量し、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるようあらかじめ部門別に資本を配賦し、これを上限とした運用を行う経済資本管理の実施により、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
- (5) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められた要件に基づく規制資本管理を実施する。
- (6) 大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保する。

4. 理事の職務の効率性を確保する態勢

理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための統制として、次の事項に取り組む。

- (1) 事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
- (2) 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事により構成される会議を設置し、一定の事項にかかる執行の決定等を行うほか、理事会の議決事項にかかる原案の検討等を付託する。
- (3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。

5. 当会およびその子会社からなる集団における業務の適正性を確保する態勢

当会グループにおける業務の適正性を確保するための統制として、次の事項に取り組む。

- (1) 当会グループにおける業務の適正性を確保するため、子会社管理規程を定める。
- (2) 円滑なグループ運営を図るため、当会と子会社の間において協議または報告すべき事項を定め、子会社の経営・業務の執行状況等を把握し、適宜指導・助言・管理・実績検討等を行う。

6. 内部監査態勢

経営の健全性確保・効率性向上に向けた内部監査態勢を確保するための統制として、次の事項に取り組む。

- (1) 当会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査室を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
- (2) 内部監査は、当会の全業務および子会社等を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施する。
- (3) 監査室は、内部監査終了後、内部監査結果を理事会に報告するとともに、担当理事は年度内部監査実施状況を取りまとめ、理事長を通じて経営管理委員会に報告する。
- (4) 監査室は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。

7. 監事へのサポート態勢

監事の職務を補助する職員を確保するための統制として、次の事項に取り組む。

- (1) 監査室は、監事の職務執行を補助する。
- (2) 監査室に配属する職員の業績評価、人事異動、その他人事に関する事項の決定について、あらかじめ常勤の監事による意見を聴取し、当該意見に留意する。

8. 監事への報告態勢

監事への報告に関する態勢を確保するための統制として、次の事項に取り組む。

- (1) 理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに当該事実を監事に報告する。
- (2) リスク統括部は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
- (3) 監査室は、業務監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
- (4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。
- (5) リスク統括部は、前記1(3)の「内部通報制度」の運用状況およびコンプライアンス所管部署が子会社の内部通報制度担当部門から子会社における内部通報の状況について報告を受けた内容を、監事に報告する。
- (6) 適正な目的により、監事へ報告を行った当会および子会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保し、その旨を周知徹底する。

9. 監事の職務執行について生ずる費用を確保する態勢

監事がその職務執行について生ずる費用を支弁するための統制として、次の事項に取り組む。

- (1) 監事がその職務執行について生ずる費用等を支弁するために、適切な予算枠を設けるとともに、監事が請求する費用について、監事の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用をすべて負担する。

10. 監事監査の実効性を確保するための態勢

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、監事監査の実効性を確保するための統制として、次の事項に取り組む。

- (1) 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べるができるものとする。
- (2) 会の代表は、監事と定期的に意見交換を行う。
- (3) 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
- (4) その他、理事および職員は、監事監査規程および監事監査実施要領に定めのある事項を尊重する。

●内部統制基本方針運用状況

当会は、法令遵守、リスク管理、子会社管理、内部監査等の各管理体制について、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の会議体において進捗管理を行い、適切な内部統制の構築・運用に努めており、令和6年度の運用状況は以下のとおりです。

内部統制基本方針運用状況

1. 法令遵守態勢

役職員の行動規範として「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、倫理憲章を定めるとともに、コンプライアンス・プログラムの策定や役職員の研修等を行い、コンプライアンス態勢の強化に取り組んでいる。

また、法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報等の適時・適切な開示をしている。

2. 理事の職務の執行にかかる情報管理態勢

当会は、重要な会議体については議事録の作成保管に対する体制を整備するとともに、文書取扱規程をはじめとする諸規定を制定のうえ役職員に対し周知し情報の管理を確実なものとしている。

3. リスク管理態勢

当会は、リスク管理方針を定め、業務遂行から生ずる様々なリスクを把握し、リスク管理委員会、理事会・経営管理委員会で定期的に協議・検討を行っている。

また、災害等が発生した場合でも利用者に基本的サービスを継続的に提供できるよう業務継続要領を定めている。

4. 理事の職務の効率性を確保する態勢

中期経営計画および事業計画にかかる所管部署が、進捗状況を定期的に理事に報告し、実効性について確認している。

また、役員・部長会議を随時開催し、重要案件の報告等を行い理事の迅速な経営判断ができるような協議の場としている。

5. 当会およびその子会社の業務の適正性を確保する態勢

各業務に係る諸規定を適時適切に見直し、業務フロー等の管理体制の改善を行い、効率的な業務運営ができるよう努めている。

また、子会社管理規程を策定し、子会社における業務管理体制やリスクの把握に努めている。

6. 内部監査態勢

内部監査規程を定め、当会の経営諸活動の全般にわたる管理、運営の制度および業務の遂行状況を内部統制の適切性の観点から検討・評価している。

また、その結果については理事長、理事会および監事に報告するとともに理事長を通じて経営管理委員会に報告している。

7. 監事へのサポート態勢

監事の職務執行を補助するため、業務執行部門から独立した機構として監査室を設置し、兼任の職員を2名以上配置している。

8. 監事への報告態勢

常勤役員会議あるいはコンプライアンス委員会等の諸委員会において、監事が出席し報告を受ける体制を整え、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供している。

また、監事監査規程に、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保することを明記しており、役職員に周知している。

9. 監事の職務執行について生ずる費用を確保する態勢

監事の職務執行について生ずる費用については、年度ごとに予算化するほか、個別に発生する追加費用についても支払うこととしている。

10. 監事監査の実効性を確保するための態勢

理事と監事は、業務の運営や課題等について定期的に意見交換を行っており、内部監査部署には監事との連携を指示し、監事監査が実効的に行われるための体制を整備のうえ運営している。

※内部統制基本方針（令和7年3月31日時点）に基づく運用状況となります。

リスク管理

金融環境の急激な変化等に伴い、リスクは多様化・複雑化しており、様々なリスクをその特性に応じて適切に管理する必要があります。

このため、当会では、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスクマネジメント基本方針」及び「リスク管理方針」を制定し、認識すべきリスクの種類や管理体制等の基本的な体系の整備を進め、リスク管理態勢の強化に努めております。

●リスク管理態勢

・リスク管理委員会

当会が抱えるリスク構造等の実態把握と諸リスクの統合的な管理を目的として、リスクマネジメントに関する方針や各種リスクに係る限度額の設定・管理方法等の検討・協議を行っております。

・ALM委員会

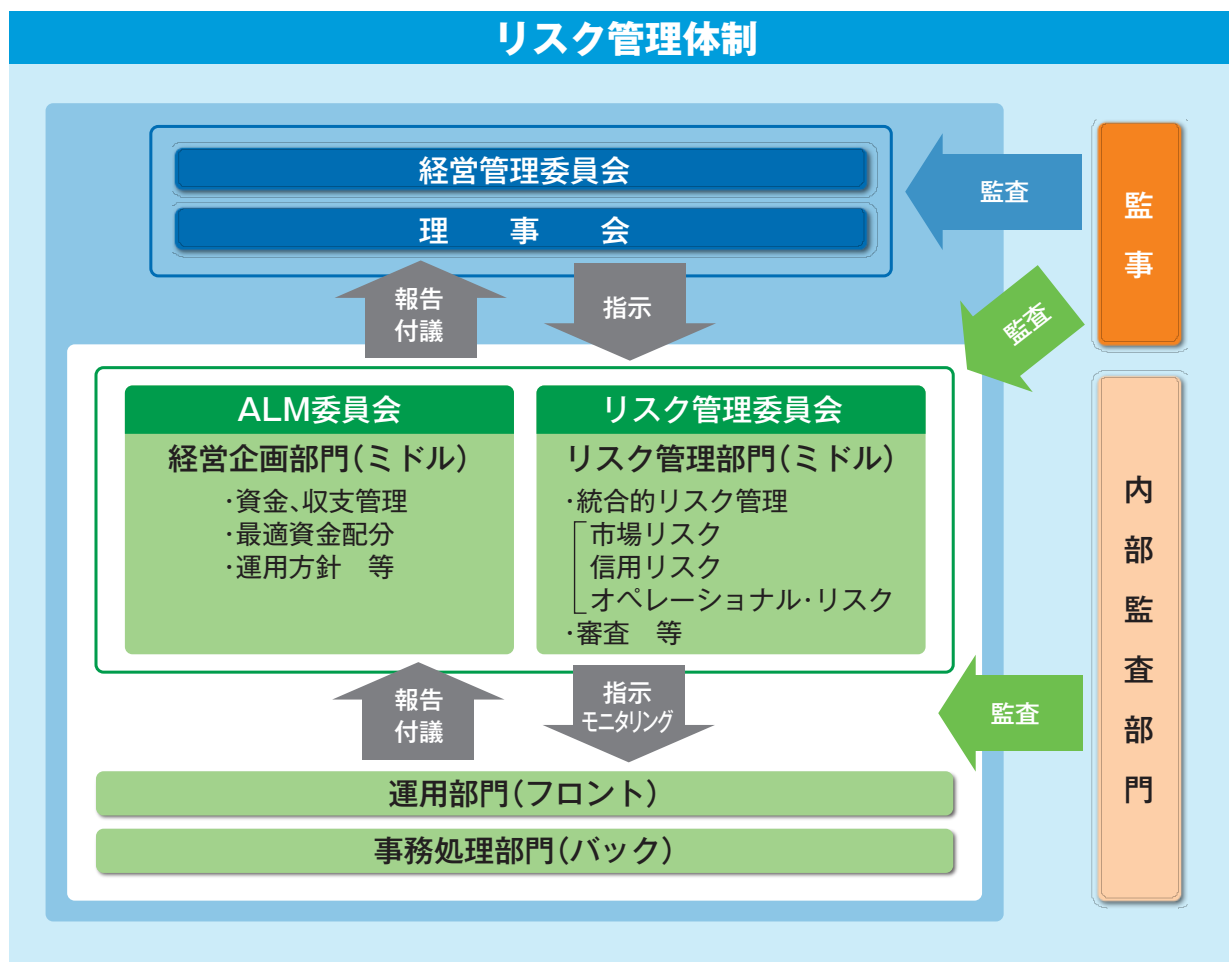
調達・運用全体の金利変動リスク等を踏まえ、安定的かつ持続的な収益の確保を目的として、最適資金配分及び有価証券等の運用方針等の検討・協議を行っております。

・審査体制

審査機能強化のため、融資担当部署とは独立した審査部署を設け、融資先に対し財務諸表分析等により厳格な審査を行っております。

・監査体制

独立した監査部署により全部署に対して定期的に内部監査を行い、業務、事務及び会計の適正化、事故の未然防止に努めております。



●各種リスク管理

・統合的リスク管理

業務上発生すると予想されるリスクを定量化し、そのリスク量をあらかじめ定めた許容範囲内にコントロールするため、「経済資本管理規程」、「信用リスク管理規程」、「市場リスク管理規程」等を制定し、諸リスクを統合的に把握・管理することで、当会経営の安定性を確保しております。

・市場リスク管理

経営体力の範囲内において効率的な資金運用を行うことを基本方針に据えてリスクコントロールを実施しております。具体的には、V a R（バリュアットリスク）計測によるリスク量が、自己資本の許容範囲に収まるように管理を行っております。また、市場取引における運用限度額や損失限度額についても、リスク管理部署及び運用部署による管理を実施しております。

・信用リスク管理

信用リスク管理は、信用リスク取引の実施部署が個別与信の審査、内部格付の審査、格付に応じた与信限度額管理及び自己査定における第1次審査を実施したうえで、独立した他部署において第2次審査を実施し、相互に牽制することを基本としてリスクコントロールを実施しております。また、特定の取引先や業種に対する与信集中についてもリスク管理部署及び運用部署が定期的にモニタリングを実施し、リスク分散に努めております。

・オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、様々な人為的又は技術的エラーによって損失が発生するリスクをいいます。当会では、主に事務リスク、システムリスクにかかる規程等を制定し、オペレーショナル・リスクの管理を実施しております。

◆事務リスク管理

役職員による事故・不正等の発生、若しくは役職員が正確な事務を怠ることを未然に防止するため、「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定するとともに、事務手続等の遵守並びに内部監査・自己検査の実施等により、適切なリスク管理を行っております。

◆システムリスク管理

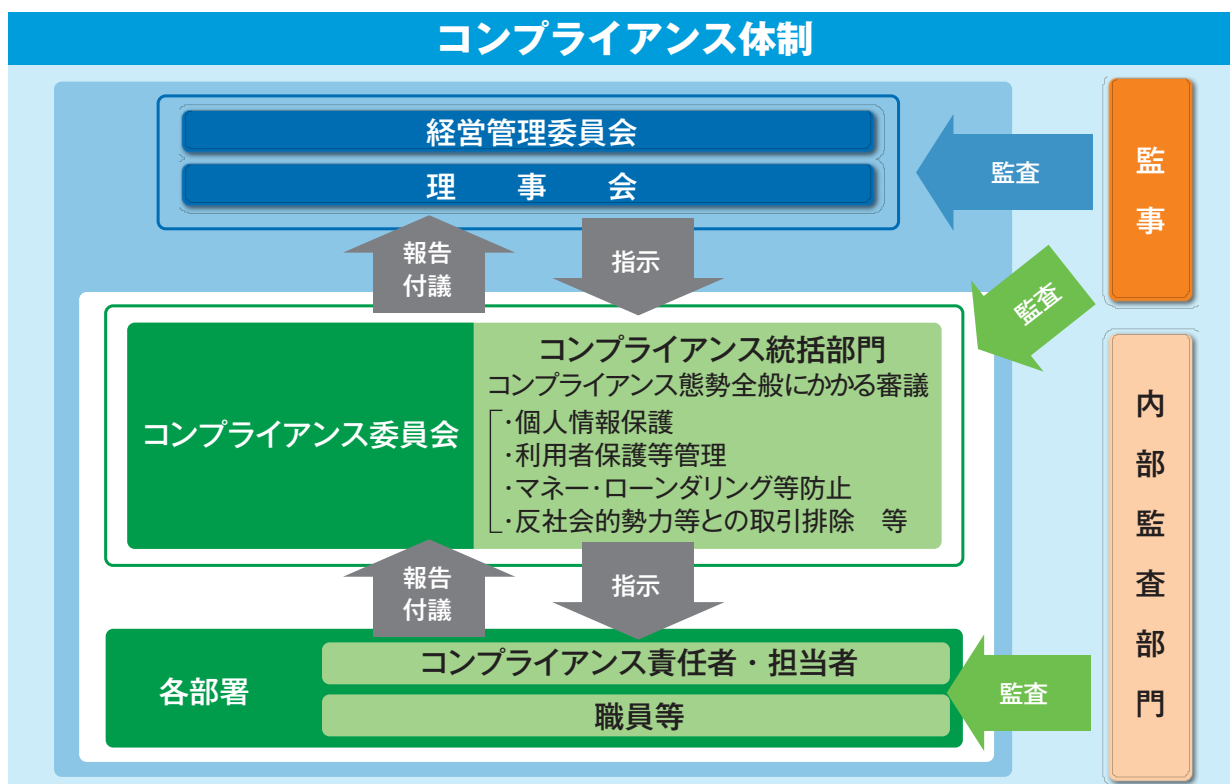
コンピュータシステムの停止・誤作動、システムの不備等によるトラブルの発生を未然に防止するため、情報セキュリティ関連規程等を制定し、セキュリティ管理体制の整備、情報資産管理の明確化等の対応を図るとともに、災害時対策の整備について、「危機管理計画」を制定することにより、適切なリスク管理を行っております。

コンプライアンス（法令等遵守）

当会は系統信用事業の都道府県段階の連合会組織であり、農業者及び地域の企業・住民のための協同組合金融機関として、①農業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会の発展に貢献することを基本的な役割・使命とし、地域社会からの揺るぎない信頼を確立していくため、全ての役職員が業務運営を遂行する際に堅持すべき考え方や指針を明文化した「コンプライアンスにかかる基本方針」を定め、コンプライアンスに徹した経営態勢の充実・強化に取り組んでおります。

コンプライアンス態勢全般にかかる審議を行う場としては、コンプライアンス委員会を設置しており、内部監査、監事監査、外部監査等のチェック体制も確立しております。

また、コンプライアンスに関する基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、研修会等により役職員への周知徹底を行うとともに、コンプライアンスを実践するための取組事項である「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、コンプライアンス態勢の強化に努めております。



コンプライアンスにかかる基本方針

1. 基本的使命と社会的責任
当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、都内信用秩序の維持に責任を負っています。
こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層の揺るぎない信頼を確立します。
2. 質の高いサービスの提供
お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高い金融サービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。
3. 法令等の厳格な遵守
関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に応じ、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
4. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。
5. 透明性の高い組織風土の構築
経営情報の積極かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。
6. 持続可能な社会への貢献
社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

●個人情報保護

当会は、利用者の個人情報及び個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、「個人情報保護方針」を定め遵守しております。

個人情報保護方針

1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会の事業所に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正な取得

当会は、個人情報等取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業者および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 仮名加工情報の取扱い

当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8. 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

9. 開示・訂正等、利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等ならびに第三者提供の停止のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

10. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒190-0023 東京都立川市柴崎町 3-5-25

東京都信用農業協同組合連合会 本店事務統括部 貯金課 Tel 042-523-3101

●情報セキュリティ

当会は、当会内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、「情報セキュリティ基本方針」を定め遵守しております。

情報セキュリティ基本方針

1. 当会は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、当会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合に備えて、手順と連絡体制を確立し、発生した場合には原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当会は、当会の業務に従事する者が、情報セキュリティに関する意識を高め、基本方針に基づいた行動ができるよう、本方針や諸規程の内容を通知し、定期的な教育を実施いたします。
6. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、監査および定期的な見直しを実施し、維持改善に努めます。本方針も定期的な見直しを実施し、社会情勢等に合わせて改定いたします。

●利用者保護等管理

当会は、利用者（利用者になろうとする方を含み、以下も同様です。）の正当な利益の保護と利便を確保するため、「利用者保護等管理方針」を定め遵守しております。

利用者保護等管理方針

1. 利用者に対する取引「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当会との間で事業として行われるすべての取引をいいます。以下も同様です。」または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

●利益相反管理

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインに基づき、「利益相反管理方針」を定め遵守しております。

利益相反管理方針（概要）

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会等（当会および当会の子金融機関等をいいます。以下同じ。）の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- （１） お客さまと当会等の間の利益が相反する類型
- （２） 当会等の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- （１） 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- （２） 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- （３） 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会等が負う守秘義務に違反しない場合に限りします。）
- （４） その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

- （１） 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとし、また、当会等の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- （２） 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

●マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応

昨今の国際情勢を踏まえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっております。当会ではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付けており、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を定めるとともに、マネー・ローンダリング等の防止及び反社会的勢力等の排除にかかる実務規程を制定のうえ、リスクに応じた対策を適切に講じております。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

1. 管理態勢等

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の１つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

2. マネー・ローンダリング等の防止

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

3. 反社会的勢力との決別

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

4. 職員の安全確保

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

5. 外部専門機関との連携

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

金融ADR制度への対応

当会では、お客様からの相談・苦情等への対応について、金融ADR制度（裁判外紛争解決制度）にかかる業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な苦情等の解決に努めております。

・相談・苦情等の申出先

相談・苦情等があれば当会の窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。

まずは、当会窓口へお申し出ください。

本店事務統括部 貯金課 042-523-3101

上記のほか下記の窓口でも受け付けます。

当会の苦情等受付窓口（総務部 総務課）

電話番号：042-528-1114

受付時間：月～金 午前9時から午後5時（金融機関の休業日を除く）

JAバンク相談所

電話番号：03-6837-1359

受付時間：月～金 午前9時から午後5時（金融機関の休業日を除く）

・紛争解決の申出先

お客様が外部機関を利用した紛争解決を希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会に直接お申し立ていただくことが可能です。

東京弁護士会紛争解決センター 電話番号：03-3581-0031

第一東京弁護士会仲裁センター 電話番号：03-3595-8588

第二東京弁護士会仲裁センター 電話番号：03-3581-2249

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会では、東京以外の地域のお客様からの申し立てについて、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める次の方法も用意しております。

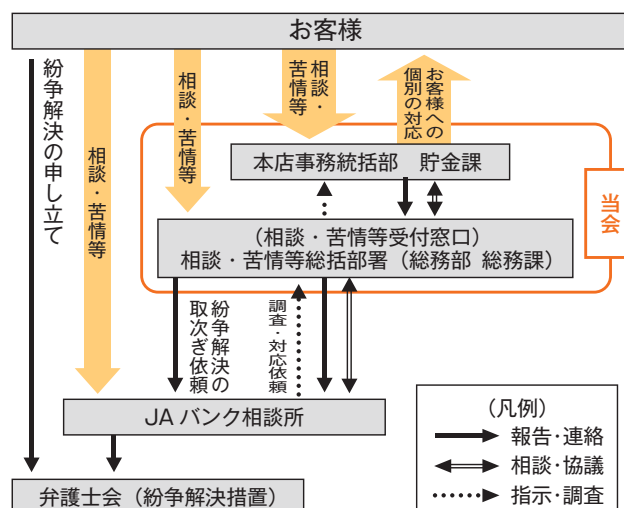
◆現地調停

東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

◆移管調停

東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容はJAバンク相談所または東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター等にお問合せください。



金融商品の勧誘方針

当会は、貯金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、「金融商品の勧誘方針」を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行っております。

金融商品の勧誘方針

1. お客様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当会では、東京農業の発展に貢献する系統金融機関として、会員 J A とともに持続可能な地域社会づくりを目指すことを理念とし、暮らしやすい地域社会の実現に向けて、金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、利用者の安定的な資産形成に貢献するために、以下の取組方針を定め遵守しております。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

1. お客さまへの最適な商品提供
 - (1) お客さまに提供する金融商品として、いろいろな「投資に関する好み」に合った商品を揃えつつ、お客さまにとっての選びやすさも考慮したうえで、一定の商品数に絞った「J A バンク セレクトファンド」をご用意しております。
「J A バンク セレクトファンド」は、主に以下①～⑤の基準をもとに商品を選定しており、お客様のニーズに合った商品を取入れ、パフォーマンスが芳しくない場合は取扱いを行わない等、定期的な商品ラインアップの見直しを行います。
 - ① 将来の備えに向けて、「長期投資」を前提とした投資信託であること
 - ② 長期投資の観点から投資効率が良い商品であるかを判断して、過去の運用実績が相対的に良好であること
 - ③ 「過去の運用成績を今後も再現すると期待できるか」を踏まえて商品を評価し、過去の運用成績の再現性が認められること
 - ④ 商品内容に応じて手数料が割安・良心的な水準であること
 - ⑤ これから将来に向けて資産を築いていく資産形成層に向けた商品であり、過度に分配金を捻出する投資信託ではないこと
 また、投資に関する好みについては、都度お客様のリスク許容度を確認したうえで、そのリスク許容度に沿った商品をご案内いたします。
なお、当会では、上記の金融商品の組成に携わっておりません。
 - (2) お客さま本位のご提案と情報提供
 - (1) 投資信託商品をご提案するにあたり、以下の対応を行うことで、お客さまにあった商品をご提案いたします。
・「J A バンク 資産運用スタイル診断シート」において、3つの観点（① 投資目的、② 許容できるリターンへの振れ幅、③ 相場変動時の運用方針）からお客様のリスク許容度を判定したうえで、お客さまに相応しいと思われる投資信託商品をご提案いたします。
・適合性チェックを実施し、お客様の知識・経験・財産状況・投資目的などを総合的に勘案して不適当と認められる勧誘は行いません。
なお、商品の特性・リスク等を踏まえたうえで、お客さまに「相応しいとはいえない可能性がある」と当会で判断した場合には、ご提案を控えさせていただきます。
 - (2) お客様の投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について、「J A バンク セレクトファンドマップ」や「重要情報シート」等を用いて、分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。
 - (3) お客様にご負担いただく手数料について、当会ではお客様の投資判断に資するよう、「J A バンク セレクトファンドマップ」や「重要情報シート」等を用いて、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。
3. 利益相反の適切な管理
 - (1) お客様のリスク許容度にあった投資信託商品をご提案することとしており、お客様の知識・経験・財産状況・投資目的などを総合的に勘案することで、ご意向に反した販売手数料の高い商品を優先するようなご提案はいたしません。
また、金融機関の利益相反管理にかかる社会的要請が一層高まっていると認識しており、当会で定める「利益相反管理方針」等に基づき、利益相反のおそれがある取引を適切に把握し、管理しております。加えて、お客様の状況や意向に沿わない販売が行われないよう、事務手続等に基づいた適正な業務運営を行います。
4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築
 - (1) 当会職員に対して F P 技能検定試験、預かり資産アドバイザー試験、投資信託試験、相続アドバイザー試験等の資格取得を推奨し、販売担当者からお客さまへの提案力向上に努めます。
 - (2) 外部研修機関を利用した各種研修等を受講することにより、高度な専門性を有し誠実・公正に業務を行うことができる人材を育成します。
 - (3) 金融商品取引法、その他の法令等の遵守状況および帳簿書類等の管理状況についてモニタリングする態勢を会内に構築し、法令・諸規則等違反の予防に努めます。

貸出についての考え方

J A 東京グループの一員として、「農業者の所得増大」及び「農業生産の拡大」に資することは、地域金融機関としての使命と考えております。

J A の組合員及びその地域の皆様からお預かりした大切なご資金は、J A 及び組合員に対する利便性の拡大並びに地域経済の発展に寄与するため、貸出金という形に変えてご利用いただいております。

今後も農業者の所得増大に資する金融仲介機能を発揮するため、農業者への資金供給、農業団体や農業関連企業をはじめとした取引先の拡大に努めるとともに、一般企業や J A の補完融資に対しても積極的に対応してまいります。

社会的責任と地域貢献活動

●はじめに

当会は、東京都を事業区域として、J A との強い絆とネットワークを形成し、地域社会の一員として地域経済の活性化、持続的発展に資する地域金融機関です。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

●地域への資金供給の状況

農業近代化資金、東京都中小企業制度融資、東京都環境保全資金融資等、各種制度融資を取り扱っており、農家組合員やその他農業者はもとより、地域の企業・個人向けの貸付も行っております。

●地域密着型金融への取組み

◆農業者や中小企業等の経営支援に関する取組方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、農業者の所得増大及び東京農業の振興に向けた金融サービス提供を行い、農業メインバンク機能を強化する等、今後の高齢化・人口減少を見据えたうえで農業者、農業関連団体及び農業関連企業等との取引の維持・拡大に取り組んでおります。

また、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本的方針をはじめ、関係規程等を制定し、遵守しております。

なお、経営者保証に依存しない融資の促進を行うため、「経営者保証に関する取組方針」を策定し、当会ホームページに掲示しております。

金融円滑化にかかる基本的方針（概要）

1. 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
2. お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
3. 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
4. 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
5. 金融円滑化の趣旨を踏まえた適切な対応
6. 当会の金融円滑化管理に対する体制

経営者保証に関する取組方針（概要）

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について
2. 経営者保証の契約時の対応について
3. 既存の保証契約の適切な見直しについて
4. 経営者保証を履行する時の対応について

◆農業者や中小企業等の経営支援に関する態勢整備の状況

お借入条件の変更等に関する相談・申込み及び苦情相談に関する態勢については、以下の通りになります。

・役員及び関係部署長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当会の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、必要に応じて理事会へ報告することとしております。

- ・営業本部担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握する体制となっております。
- ・融資部に「金融円滑化管理担当者」を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めております。
- ・当会では、お客さまからのご融資にかかるご相談の窓口を融資部に設置し、各種相談を受け付けております。

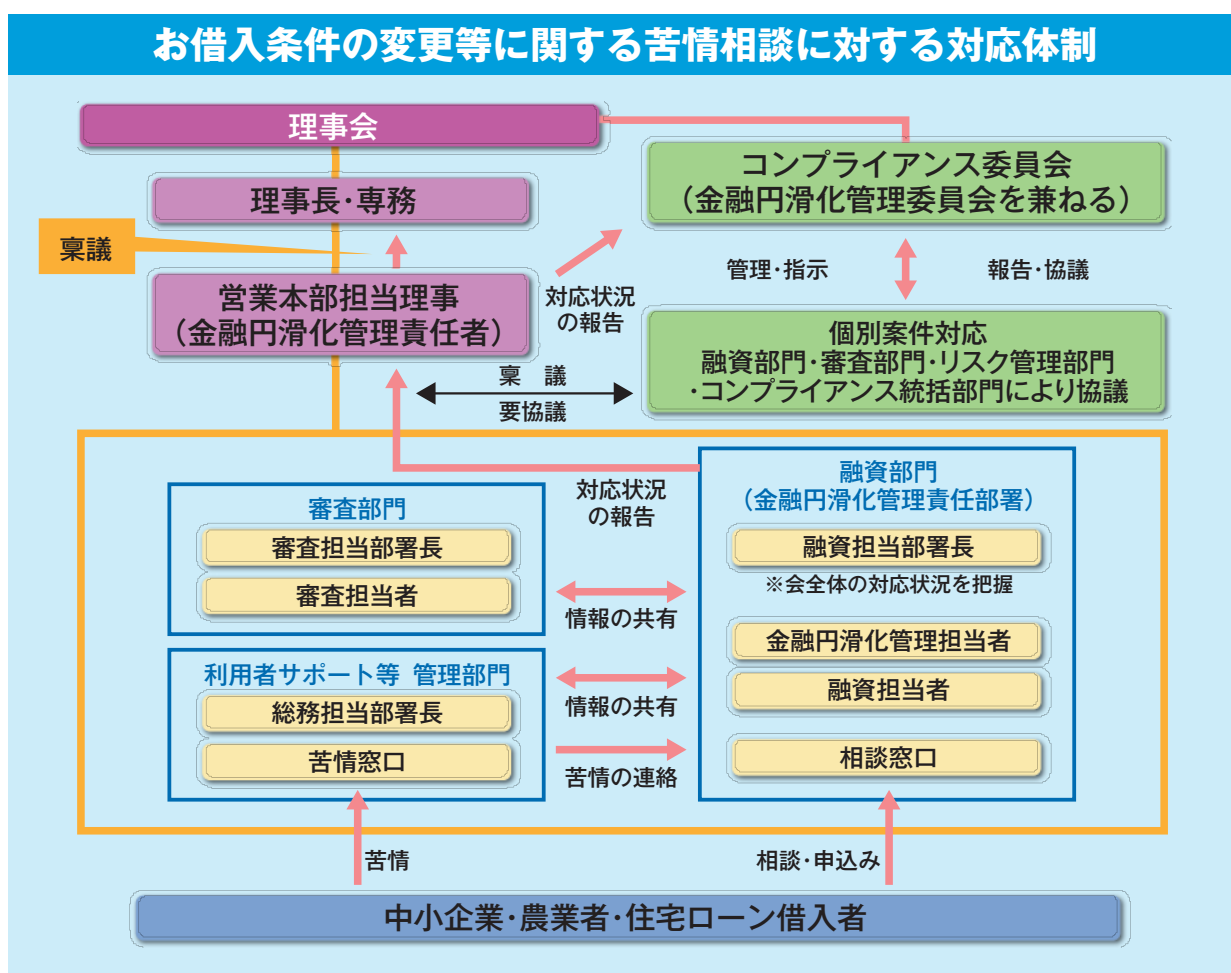
【相談窓口】

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本 店	東京都立川市柴崎町3-5-25 J A東京第1ビル	融 資 部	042-523-3151

【ご相談受付時間：平日9：00～15：00】

※貸出条件変更等に係るご意見・苦情等につきましては、当会総務部にてお受けいたします。

・苦情相談窓口 TEL 042-528-1114 (平日9:00~17:00)



●東京都農業祭

東京都で生産される農畜産物の品質改良、栽培技術の向上、生産意欲の高揚を図ると共に、東京農業の担う重要性をご理解いただくための催しものです。

特に10月の東京国際フォーラムで開かれる催しは、農畜産物の共進会や東京特産の農林水産物の展示即売が行われ、多くの来場者で賑わいました。また、共進会に出品された農産物は、社会貢献活動として都内フードバンクに無料提供いたしました。



●地域スポーツ活動への貢献

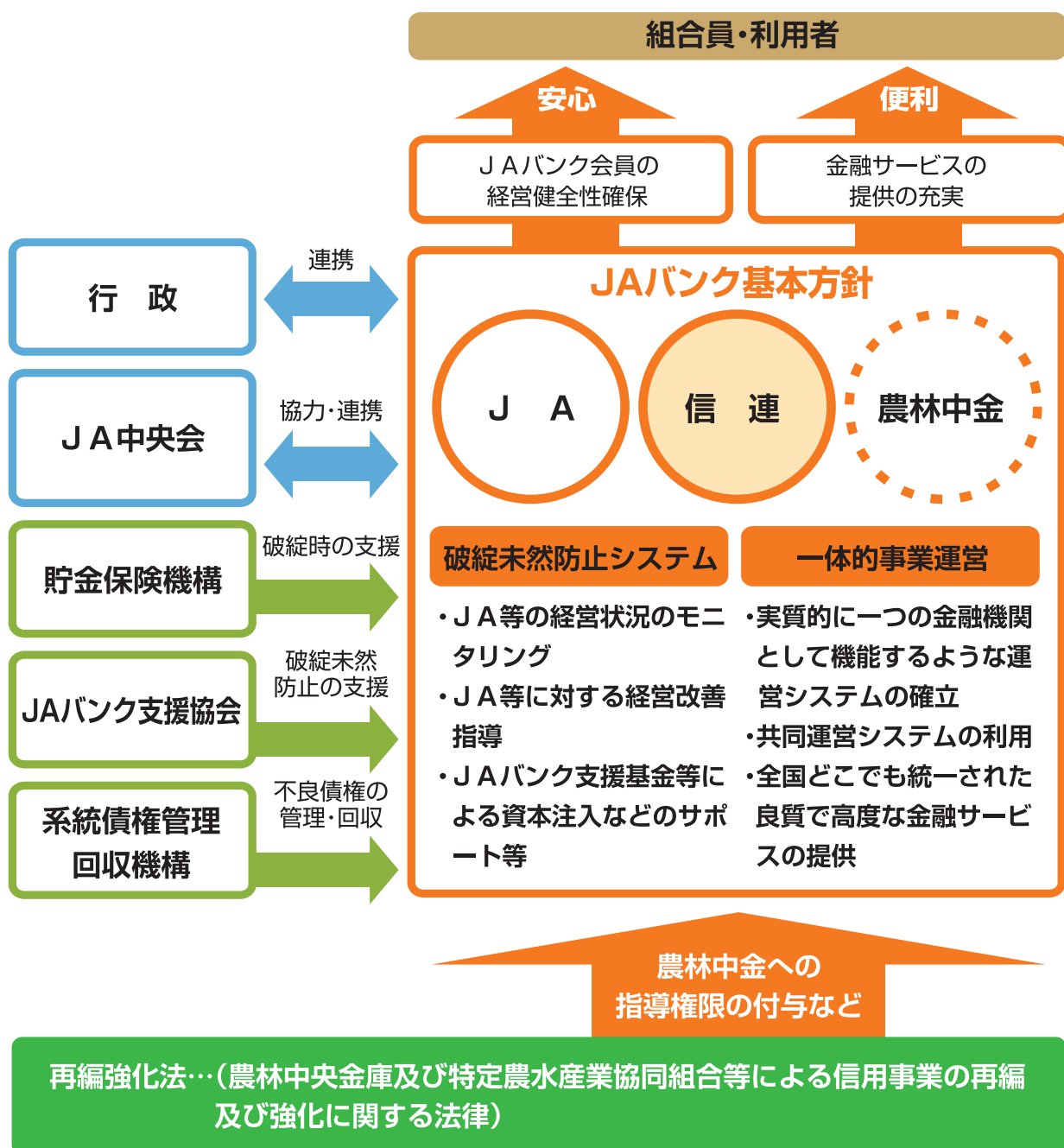
当会は地域スポーツ活動への貢献として、平成24年から「公益財団法人 東京都サッカー協会」及び「東京都少年サッカー連盟」が主催するJA東京カップ 東京都U-11（小学5年生）サッカー大会を後援し、少年・少女のスポーツ活動を通じた健全育成支援・明るい街づくり・大きな夢の実現に向けたサポートを行っております。（開催日：令和6年12月14日・15日、令和7年1月12日）



JAバンクシステム

「JAバンクシステム」とは、組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中央金庫）が「JAバンク基本方針」に基づき、一体的に事業運営に取り組む仕組みです。

JAバンクシステム



JAバンク・セーフティネット

JAバンクグループ（JA・信連・農林中金）では、組合員・利用者の皆さまに、より一層の安心をご提供するため、「JAバンク・セーフティネット」を構築しております。

JAバンク・セーフティネットのしくみ

破綻未然防止システム

（JAバンク基本方針に基づく）

- 破綻未然防止のためのJAバンク独自の制度



貯金保険制度

（農水産業協同組合貯金保険制度）

- 貯金者等保護のための公的な制度

破綻未然防止システム

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。

具体的には以下のとおりです。

- (1)個々のJA等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見。
- (2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施。
- (3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援。

貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

この制度は、銀行・信金・信組・労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

トピックス

「JAバンク東京中期戦略」の実践

令和3年11月開催の第33回JA東京大会にて決議した「持続可能な東京農業」と「豊かでくらしやすい地域社会」の実現に向け、JAバンク東京中期戦略（令和4年度～令和6年度）では、JAが「農業」「地域」「くらし」の3領域において、自らが考えた、果たすべき役割と目指す姿に基づき、地域の実情に応じた実施事項を展開するとしており、当会はこれらの実践を支援するとともに、中央会や各連合会とも連携し、JAの経営基盤の強化と経営の持続性確保に向けて、JAと一体となり取り組んでまいりました。

中期戦略の最終年度である令和6年度は、「東京農業の発展に向けた取組み」や、「食農教育応援の取組み」に加え、資産形成等ライフイベントへの対応、相談・提案活動の実践や、住宅ローン推進等も支援しました。

東京農業の発展に向けた取組み

当会では、JAの実践する農業融資の伸長によるJAバンクとしての役割発揮と持続可能な東京農業の確立に向け、金融サービスだけでなく、総合事業体としての強みを活かした支援を行っております。

令和6年度は、農業者の借入金の負担を軽減する「JAバンク東京農業パワーアップ利子補給制度」や、JA東京グループ担い手サポート協議会による「援農用農機助成」「高付加価値化／6次化」「新規就農応援」等への資金拠出を通じて、農業者の所得増大と地域活性化に向けた取組みを支援しました。

また、令和7年2月18日に東京都農業法人協会及び東京都農業会議と共催で「農業経営セミナー」を開催しました。当セミナーでは、政策研究機関の専門家による「農業経営に農福連携を取り入れる実務的メリット」、障害者就労支援員による「農福連携による障害者の就労支援」、都内の農業法人代表者による「新規就農者が取り組む農福連携」の3つの講演を行いました。



食農教育応援の取組み

令和6年度は、小学5年生を対象に、農業に関する補助教材「農業とわたしたちのくらし」を、都内の小学校1,340校へ133,911冊進呈しました。

JAバンク東京推進大会の開催

令和7年6月2日、ホテルエミシア東京立川にてJAバンク東京推進大会を開催しました。

当日は、JAの組合長をはじめとする役職員160名余が参集し、令和6年度の優秀JAや店舗、優績担当者を表彰しました。

また、新たに始まるJAバンク東京中期戦略（令和7～9年度）について、「農業」「暮らし」「地域」の各領域における取組事項や、それらを支える「経営基盤」の強化に向けた取組事項および目標について、JAバンク東京が一丸となって取り組むことを再確認しました。



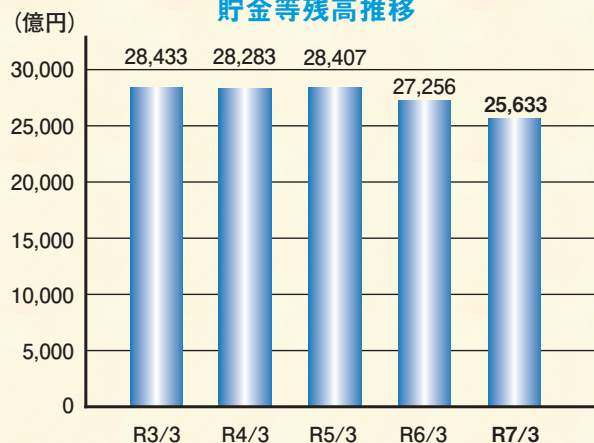
JA東京常勤役員セミナーの開催

令和6年9月4日、ホテルエミシア東京立川にて、JA東京中央会と合同でJA東京常勤役員セミナーを開催しました。

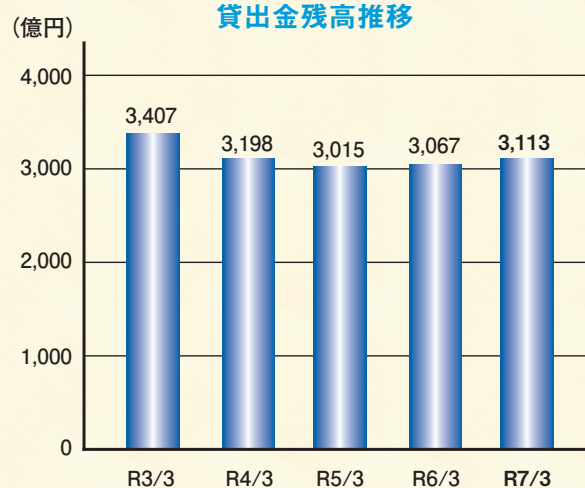
当日は、80名余のJA役員が参加し、霽月法律事務所・大野徹也氏による「3つの防衛線によるコンプライアンス・リスク管理態勢の整備とマネロン等対策」、株式会社感性リサーチ・黒川伊保子氏による「感性コミュニケーション～男女脳差理解による組織力アップ～」の2つの講演を行いました。

グラフで見る業績の推移

貯金等残高推移



貸出金残高推移



有価証券残高推移



預け金残高推移

